

平成28年度 保育所入所のご案内

平成28年度保育所入所申込の受付を開始します。ご希望の方は受付期間に遅れないようにお申込みください。現在、保育所に入所されている方で平成28年度も引続き入所希望の方も再度手続きが必要です。

また、平成28年度4月以降に入所希望される方（育児休業明けで職場復帰日が具体的に決まっている場合など）も入所受付を始めますので事前に担当までご相談ください。

【入所にあたっては次のいずれかの事由（保育の必要性）に該当することが必要です。】

- ①月64時間以上就労している（基本的にすべての就労を含む）
- ②妊娠中か出産後間もない場合
- ③保護者が病気、または身体に障がいを持っている場合
- ④長期間にわたり疾病状態にある、または障がいを有する親族を常時介護している場合
- ⑤震災、火災、風水害等で災害の復旧にあたっている

- ⑥起業準備を含む求職活動を継続して行っている場合
- ⑦就学（職業訓練校における職業訓練を含む）している場合
- ⑧虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨育児休業取得中に既に保育を利用している子どもの継続利用が必要な場合
- ⑩その他村長が認める①～⑨に類する状態

■申込に必要な書類

- ①入所申込書（児童1人につき1枚）
- ②家庭内状況申告票
- ③就労証明書など（申込の事由により添付書類が異なります。）

■保育料について

保護者（生計主宰者）の住民税所得割で算定します。毎年8月までは前年度住民税課税額で算定し、9月以降は当該年度住民税課税額で算定しますので9月に保育料が変更となる場合があります。

■申込受付期間・提出先

11月10日(火)～12月18日(金)
各庁舎窓口

〈問い合わせ〉 役場 住民福祉課 Tel(62)9195

家庭で眠っている 水銀体温計・水銀血圧計の回収をします。

水銀体温計・水銀血圧計 回収キャンペーン【予告】

■対象品目 水銀体温計・水銀血圧計



※電子式のもの是对象外です。
※事業者からの持ち込みはできません。

- 回収期間 12月
- 回収場所 役場 久木野庁舎・白水庁舎・長陽庁舎
- 回収方法 直接窓口にお持ちください。
※詳細は別途お知らせします

平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において、水銀に関する水俣条約が採択・署名されました。本条約は、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すものです。

12月に現在使用されていない水銀体温計・水銀血圧計を回収するキャンペーンを実施します。皆さまのご協力をよろしくお願いたします。

〈問い合わせ〉
役場 環境対策課 環境保全係
Tel(67)3176